

「OSG Brower」 利用規約

1. 【目的】 本規約は、SB テクノロジー株式会社（以下「SBT」といいます）が本サービスを顧客に提供するにあたり、SBT と顧客およびユーザーとの関係を明らかにし、あわせて、本サービスの利用条件を定めるものです。

2. 【定義】

この規約において以下の文言の定義は、以下のとおりとします。

- ① 「顧客」とは、SBT が直接または販売店を通じて SBT と本利用契約を締結し、契約期間中の本サービスの利用を許諾された当事者をいいます。
- ② 「ユーザー」とは、顧客の役員、従業員、顧客の契約先等であり、顧客が、SBT から許諾された権原にもとづき、本利用契約に従って本サービスを利用させる者をいいます。
- ③ 「本サービス」とは、SBT が顧客およびユーザーに提供する「OSG Brower」のサービスをいいます。
- ④ 「本規約」とは、この利用規約をいいます。
- ⑤ 「本規約等」とは、本規約のほか、これに付随・関連する一切の規約、サポートサービス表、価格表、マニュアル等の一切の記載および定めをいいます。
- ⑥ 「本利用契約」とは、SBT と顧客との間の本サービスの有償提供契約及びこれに付随・関連する一切の契約をいい、本規約等もその一体をなすものとします。

3. 【本サービスの申込】

1. 本サービスの契約希望者は、本規約の記載内容に同意した上で、SBT 所定の手続に従って本サービスの利用申し込みを行うものとします。

2. 本利用契約は、SBT が前項の申し込みを承諾し、サービス開始日を契約希望者に書面（電子メールを含む。）により通知した時に成立するものとします。ただし、SBT は前項の申し込みに対する承諾の義務を負うものではありません。

3. SBT は、前項により本利用契約が既に成立している場合でも、顧客において次のいずれかの事由がある場合には、SBT 所定の方法で通知することにより、SBT は当該本利用契約を解除することができるものとします。

(1) 申し込みにおける申告内容が事実と異なっていた場合

(2) 過去に不正使用などにより本サービスの停止・契約解除等の処分を受けたことが判明した場合、その他過去に本サービスにかかる契約違反があり、または今後そのおそれがあると SBT が判断した場合

(3) その他顧客が本サービスを利用することが本サービスの提供に著しい支障を生じさせると SBT が判断した場合

4. SBT は、顧客に対し、本サービスの利用に必要なライセンスキー等（以下、総称して「ID 等」といいます）を付与するものとし、管理責任者宛にこれを送付するものとします。

4. 【本サービス利用】

4.1 (内容)

- 1.SBT は、顧客に対し、契約期間中、契約した利用者数において本サービスを利用する非独占的権利を許諾します。顧客は、前条により成立した本利用契約に基づき、自らの業務遂行の目的に限り、かつ、日本国内に限定して、サービスを利用することができます。ただし、本サービスの利用申し込み時に海外利用を希望する旨の意思表示をし、SBT が承諾した場合は、日本国内に限らないものとします。
- 2.SBT は、契約期間中、SBT の裁量により、随時、本サービスのアップグレードを行います。
- 3.SBT は、契約期間中、本サービスに関して、本規約 9 (サポートサービス) に定めるサポートサービスを提供します。
- 4.顧客は、事前の SBT の承諾を得ることなく、本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または再利用権を設定してはなりません。
- 5.顧客は、SBT が顧客に対し本条に定める以外のいかなる権利も認めるものではないことに同意します。

5. 【利用条件等】

5.1 (承諾事項)

顧客およびユーザーは以下の各号を予め承諾の上、本サービスを利用するものとします。

- ①SBT による顧客およびユーザーに関する情報の保管、利用および SBT の関連会社・委託先への提供
- ②SBT による本サービスの修正、変更、アップグレード、または旧バージョンの利用停止
- ③SBT が本サービスを提供するために必要なサイトへの接続および通信
- ④SBT によるユーザー数その他利用状況の監視
- ⑤メンテナンス等による計画的停止または不可抗力による稼働停止にもとづく、本サービスの提供停止および停止期間中のサービス料金の不返還
- ⑥顧客およびユーザーによる、本規約 5 (利用条件等) に対する違反認識時の SBT に対する速やかな通知

5.2 (利用条件)

顧客およびユーザーは、以下の各号の利用条件を遵守して、本サービスを利用するものとします。

- ①本サービスを稼働するコンピュータ・デバイスは、メーカー指定または推奨の条件・状況で利用すること、また本サービス利用のために必要な機器設備、接続サービスへの加入、その他の準備を自己の費用と責任において行うこと
- ②SBT が指定または推奨する OS その他の仕様・条件で利用すること
- ③SBT 以外の者が本サービスの変更・保守をしないこと
- ④SBT が提供するアップグレード版を可能な限り利用し最新の状態を保つこと
- ⑤顧客は、日本国内に事業所がある企業であること。
- ⑥顧客およびユーザーからの問合せは日本国内の事業所から日本語で行うこと

5.3 (遵守事項)

顧客およびユーザーは、前項の利用条件のほか、以下の各号の事項を遵守して、本サービスを利用す

るものとしてします。

- ①関連法令を遵守すること（データの取得方法・内容の適法性を含む）
- ②本規約等の一切の定めを遵守すること
- ③本サービスに含まれ／または連携する第三者ソフトのライセンス条項、利用条件、禁止事項等を遵守すること
- ④データを自らの責任で管理すること

5.4（禁止事項）

顧客およびユーザーは、以下の各号の事項を行ってはならないものとしてします。

- ①複数ユーザーによるユーザーアカウント共有
- ②違法目的利用、違法データの保存・送受信
- ③迷惑行為および違法行為
- ④悪質なコードの保存・送信
- ⑤不正アクセス・不正利用
- ⑥第三者データの盗用・変更
- ⑦本サービス（旧バージョンを含む）の複製、改変、翻訳、派生物生成
- ⑧監視ソフトウェアのコード等の改変
- ⑨著作権・商標・ロゴ等の表示の削除・変更
- ⑩本サービス（旧バージョンを含む）またはその複製版・改変版・派生版等の譲渡・利用許諾・貸与・ホスティング等
- ⑪類似・競合サービスの開発または提供のための本サービスの利用
- ⑫暗号化解除、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、ソースコード引出し等
- ⑬SBT の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為
- ⑭本サービスに支障をきたすおそれのある行為
- ⑮その他 SBT が不適当として是正を求めた行為

6. 【顧客の責任】

- 1.顧客およびユーザーは、ID 等を秘密情報として厳格に保持するものとしてします。企業コード、アカウントおよびパスワードの発行が行われている場合には、これらについても秘密情報として厳格に保持するものとしてします。
- 2.顧客は ID 等に関わる顧客情報が変更になった場合には、SBT に通知し常に最新の情報に保つこととしてします。
- 3.顧客は、本規約で負うべき義務をユーザーにも遵守させるものとし、本サービスの利用に関してユーザーが行った一切の行為に対して責任を負うものとしてします。

7. 【利用料金】

1. 契約者は、本サービスの利用の対価として、SBT 所定の料金（以下「サービス料金」といいます）を支払うものとし、その金額および支払方法は別途定めるものとしてします。

8. 【アップグレード】

1.顧客およびユーザーは、契約期間中、本サービスに関して、SBT がその裁量によりリリースするアップグレード版を利用することができます。

2.SBT は本サービスの対象となるコンピュータ・デバイスがオペレーティングシステムのバージョンアップ又は仕様変更等した場合、本サービスがこれに適合するよう遅滞なく対応するよう努めるものとします。但し、SBT は、これに適合させる責任を負うものではないものとします。

9. 【サポートサービス】

1.顧客およびユーザーは、契約期間中、本サービスに関して、本規約および SBT が随時変更する Online Service Gate サービス仕様書に従ったサポートサービスを受けることができます。

2.サポートサービスに瑕疵がある場合、SBT の責任は合理的範囲のサポートを再度実施することに限られ、損害賠償その他の責任を負わないものとします。

10. 【知的財産権】

1.本サービス（本サービスに含まれるソフトウェア、マニュアル、ロゴ等の一切を含む）に関連する一切の著作権、特許権、商標権その他の知的所有権および営業秘密はすべて SBT または SBT にライセンス許諾している者に帰属し、顧客およびユーザーには帰属しません。

2.本サービスに関する商標・ロゴについては、顧客およびユーザーは使用する権利の許諾はされておられません。

11. 【第三者の権利】

11.1（第三者の権利の侵害）

1.顧客およびユーザーは、本サービスが第三者の権利を侵害したまたはそのおそれがあることを認識した場合には、直ちに SBT にその旨を通知するものとします。

2.本サービスが第三者の権利を侵害すると SBT が認めた場合には、SBT はその裁量により、本サービスの修正、第三者の権利のライセンス取得または顧客との契約解除のいずれかをとることができるものとします。

11.2（第三者による侵害）

顧客またはユーザーは、本サービスに対する第三者からの侵害または侵害のおそれがあることを認識した場合には、直ちに SBT にその旨を通知するものとします。

12. 【秘密保持】

12.1（秘密情報の定義）

1.本規約において「秘密情報」とは、次の各号に定める情報（複写、複製したものを含む。）をいいます。

①SBT と顧客との取引の内容・条件およびこれに付随または関連する情報。

②SBT、顧客またはユーザーが相手方に開示する個人情報（個人情報保護法が規定する個人情報をいう。）。

③SBT および顧客の営業秘密（不正競争防止法の規定する営業秘密をいう。）。

④前各号の外、SBT または顧客が相手方に対して秘密である旨を表示または告知して開示した情報。
2.次の各号のいずれかに該当することを被開示者が立証した情報は秘密情報に含まれないものとする。

①開示者から開示を受ける前に、保有していた情報。

②開示者から開示を受ける前に、公知となっていた情報。

③開示者から開示を受けた後に、被開示者の責に帰すことができない事由により公知となった情報。

④被開示者が第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。

⑤被開示者が開示された情報によらずして独自に開発した情報。

12.2 (秘密保持義務)

1.被開示者は、開示者から開示された秘密情報を、秘密保持上の事故(漏洩、盗用、破損、改竄、不正使用、不正開示等およびこれらの未遂)が生じないように、善良なる管理者の注意をもって厳重に保管し管理し、秘密情報を知る必要のある者のみに開示するものとします。被開示者は、本利用契約の履行の目的以外に秘密情報を利用し、開示者から事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとします。

2.法令、規則、裁判所の決定・命令、行政庁の命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合には、被開示者は、開示者に対しその旨を直ちに通知するものとします。この場合、開示者は、秘密情報の機密性を確保するためにとりうる一切の措置を適切かつ迅速に行うことができるものとします。また、被開示者が開示を行う場合においても、法律上要求される必要最小限度の内容・範囲と認められる部分についてのみ開示を行わなければならないものとします。

13. 【瑕疵担保責任】

SBT は、瑕疵担保責任を負わないものとし、これに代えて、契約期間中において、以下の各号の責任を負うものとします。

①本サービスの瑕疵または不具合その他の障害につき、原因解明のため通常の合理的努力をすること。

②SBT の責に帰すべき事由による本サービスの瑕疵または・不具合その他の障害に対し、修補のため通常の合理的努力をすること。

14. 【損害賠償】

SBT または顧客は、本利用契約上の債務の履行を怠り(顧客についてはユーザーが怠った場合も含まれます)、これにより相手方当事者に損害を与えた場合には、損害賠償の責を負うものとします。但し、SBT が負う損害賠償の上限額は原因の如何を問わず現実かつ直接に生じた損害の範囲に限定されるものとし、その総額は本サービスを利用するために顧客が契約期間または当該損害が発生する直前の過去1年間のうちいずれか短い方の期間に実際に支払った本サービスの利用料金総額を限度とするものとします。

15. 【免責】

1.SBT は、本サービスの以下の各号の瑕疵・不具合その他の障害については、一切の義務または責任を負いません。

- ①顧客およびユーザーがマニュアル等に定める仕様以外の利用をした場合に生じた障害
 - ②旧バージョン利用による障害
 - ③本サービスに含まれる／または連携する第三者ソフトの障害
 - ④本サービスに含まれる／または連携する第三者ソフトのアップグレード・修正・変更等による障害
 - ⑤本規約 5（利用条件等）違反がある場合に生じた障害
 - ⑥顧客およびユーザーの動作環境、その他 SBT の責によらない一切の障害
- 2.SBT は、顧客またはユーザーのコンピュータ・デバイス等または第三者のサーバー、ソフトウェア等のセキュリティによる情報漏洩について一切責任を負うものではありません。また、SBT は、メンテナンス等による計画的停止または不可抗力による稼働停止について一切責任を負いません。
- 3.SBT は、以下の各号の損害・損失・費用について、一切の義務または責任を負いません。
- ①積極損害、直接損害以外の損害（逸失利益、特別損害、間接損害、懲罰的損害、派生的損害等）
 - ②データ喪失・変更による損害・損失・費用

16. 【契約期間と更新】

16.1（契約期間）

契約期間は、年単位とします。

16.2（更新）

契約期間満了月の 15 日までに、SBT 所定の解約通知書が SBT に到達しない場合には、契約期間は同一期間、同一条件にて自動更新されるものとし、以後も同様とします。

17. 【解除および解約】

17.1（顧客の解約）

1.顧客は、契約期間中といえども、本利用契約を中途解約することができます。この場合、当月 15 日までに所定の解約通知書が SBT に到達した場合には、当月最終営業日をもって解約の効力が発生するものとし、

2.前項の解約については、いかなる理由があっても、顧客は残存期間のサービス料金支払義務を免れず、SBT は残存期間のサービス料金を返還しません。

17.2（SBT の解約）

1.SBT は、契約期間中といえども、顧客に対し 6 ヶ月前に書面により通知することにより、本利用契約を解約することができます。

2.前項の場合、SBT は顧客に対し、残存期間のサービス料金の返還以外に、一切の損害・損失・費用等を負担する義務を負わないものとし、

17.3（解除および期限の利益の喪失）

顧客に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、顧客は SBT に対する全ての債務について、SBT の通知・催告なくして直ちに期限の利益を喪失し、残債務全てを一括して相手方に履行するものとし、

また、SBT は、顧客に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なくして、直ちに本利用契約の全部または一部を解除することができるものとし、この場合、SBT の顧客に対する損害賠償の請求を妨げられないものとし、

- ①本利用契約に違反したとき
- ②解散、合併、事業譲渡・譲受け・廃止または組織変更があったとき
- ③不渡処分、公租公課の滞納処分を受けたとき
- ④強制執行、仮差押、仮処分、競売の申立を受け、または民事再生、破産、会社更生、特別清算、特定調停の申立があったとき
- ⑤財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- ⑥顧客またはユーザーに法令違反があったとき
- ⑦顧客が営業を停止・廃止したときまたは監督官庁から営業停止等の処分があったとき
- ⑧本規約 19.3（反社会的勢力排除）に違反したとき
- ⑨重大な信頼関係毀損行為を行ったとき

18. 【終了時の措置】

SBT と顧客との間の本利用契約が終了した場合は、以下のとおりとします。

- ①SBT は ID 等の利用を停止します。顧客およびユーザーはこれに対して何らの異議を述べる事ができないものとします。
- ②顧客およびユーザーは本サービス利用のためにインストールしたすべてのソフトウェアをコンピュータ・デバイス上から削除します。
- ③SBT は本サービスに保存された顧客およびユーザー固有のデータを消去します。

19. 【一般条項】

19.1（不可抗力）

SBT は、天災地変、火災、労働争議、ストライキ、ロックアウト、戦争、戦闘、市民騒擾、テロ、伝染病、政府の規制・命令、電力・通信システムの障害、ハードウェアまたはソフトウェアの故障・障害、サービスへの攻撃、その他不可抗力によって顧客およびユーザーに本サービスを提供できない場合には、その責任を負わないものとします。

19.2（輸出法令等の遵守）

顧客およびユーザーは、本サービスを利用するにあたり、日本国そのほか諸外国の輸出入に関する法令および規制の適用がある場合には、これを遵守するとします。

19.3（反社会的勢力排除）

顧客およびユーザーは、次の各号の事項を表明し、保証します。

- ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、「反社会的勢力」といいます）ではないこと。
- ②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます）が反社会的勢力ではないこと。
- ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本サービスを利用させるものでないこと。
- ④本サービスの利用期間中およびサービス料金全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア SBT に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて SBT の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

19.4 (権利の譲渡等)

1.顧客は、SBTの事前の文書による承諾なくして、本利用契約上の権利義務を第三者に譲渡、担保提供、貸与その他処分し、または引き受けさせてはならないものとします。

2. SBTは、本サービスの一部を第三者に再委託できるものとします。

19.5 (完全合意)

本規約は、当事者間のあらゆる合意に優先して適用されるものとします。

19.6 (改訂)

SBTは、本規約等の内容をいつでも改訂できるものとし、SBTが電磁的方法(本サービスのウェブサイトの掲載)において顧客およびユーザーに通知した時点で顧客およびユーザーに対して効力を生ずるものとします。

19.7 (可分性)

本利用契約の条項のいずれかが違法または無効となる場合においても、その他の条項は効力を存続するものとします。

19.8 (通知)

顧客およびユーザーからSBTへの通知は、電子メールまたはSBTの本店住所への書留郵便をもって行います。SBTから顧客およびユーザーへの通知は、電子メールまたは登録住所への書留郵便をもって行います。ただし、多数の顧客およびユーザーへの通知は、SBTのウェブサイトへの掲示をもって代替することができます。

19.9 (存続条項)

本規約等が解除・利用期間終了その他の理由の如何を問わず終了した後といえども、本規約 5(利用条件等)、6(顧客の責任)、7(利用料金)、8(アップグレード)、9(サポートサービス)、10(知的財産権)、11(第三者の権利)、12(秘密保持)、13(瑕疵担保責任)、14(損害賠償)、15(免責)、18(終了時の措置)、19(一般条項)は有効に存続します。

19.10 (裁判管轄)

SBTと顧客およびユーザーとの間の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

19.11 (準拠法)

本規約は日本法に準拠するものとします。

附則

本規約は2016年12月26日から施行します。